平成 24 年 10 月 5 日

各　　位

会 社 名　マ ル コ 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　池田　豊治
（コード　9980　大証二部）
問合せ先　取締役執行役員総務部長　饗庭　光夫
（TEL. 06－6233－5000）

# 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 5 日開催の取締役会において、平成 24 年 11 月 28 日開催予定の第 35 期定時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期（事業年度の末日）を変更することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

１．変更の理由

当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとしておりますが、関係会社との決算期を合致させ、より効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更致します。

決算期変更に伴い、現行定款の一部（第 12 条、第 13 条、第 33 条、第 34 条並びに第 35 条）に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 36 期事業年度は、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとなるため、経過措置として、新たに「附則」を設けることと致します。

２．変更の内容

現　　在：毎年８月 31 日　　変 更 後：毎年３月 31 日

なお、事業年度変更に伴い、第 36 期事業年度は、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 7 ヶ月決算となる予定です。

４．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

５．今後の見通し

第 36 期（平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の業績予想につきましては、本日開示の「平成 24 年 8 月期決算短信」をご参照ください。

６．日程

| | |
|---|---|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 24 年 11 月 28 日（水） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 24 年 11 月 28 日（水） |

７．その他

第 36 期事業年度は、中間配当はございません。

以　上

【別　紙】

（下線は変更箇所であります）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第３章　　株主総会 | 第３章　　株主総会 |
| 第12条（招　　集）<br>当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。 | 第12条（招　　集）<br>当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。 |
| 第13条（定時株主総会の基準日）<br>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。 | 第13条（定時株主総会の基準日）<br>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 |
| 第６章　　計　　算 | 第６章　　計　　算 |
| 第33条（事業年度）<br>当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年8月31日までの１年とする。 | 第33条（事業年度）<br>当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年3月31日までの１年とする。 |
| 第34条（期末配当および基準日）<br>当会社は、毎年8月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行う。 | 第34条（期末配当および基準日）<br>当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行う。 |
| 第35条（中間配当および基準日）<br>当会社は、毎年 2 月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。 | 第35条（中間配当および基準日）<br>当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。 |
| （新　　設） | 附　　則<br><br>第１条（第36期事業年度の期間）<br>第33条の規定にかかわらず、第36期の事業年度は、平成24年9月1日から平成25年3月31日までとする。<br><br>第２条（附則の有効期限）<br>本附則は、平成25年3月31日まで有効であり同日の経過をもって無効とし削除する。 |